

令和 2 年 6 月 6 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03309

研究課題名（和文）イノベーション政策下における国家・大学間関係に関する公法学的比較研究

研究課題名（英文）A comparative study of public-law relations between states and universities under innovation policy

研究代表者

中島 茂樹（NAKAJIMA, SHIGEKI）

立命館大学・法学部・授業担当講師

研究者番号：10107360

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：2012年の安倍政権再登場以降、「世界で一番企業が活躍しやすい国」、「世界で最もイノベーションに適した国」づくりをめざし、そうしたイノベーション優先の科学技術政策・大学政策が国家戦略として推進されてきた。国立大学の法人化以降の大学構造改革は、こうした「世界最高水準のイノベーション国家創造」という国家戦略へ大学を全面的かつ包括的に従属させる取り組みであった。そのような国家戦略は、2014年の法改正による国立大学法人学長のトップダウンシステムと教授会の形骸化によって法制度化は確立し、2020年の「大学ガバナンスコード」の策定により国家による大学へのコントロールのシステムが完成した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツ連邦憲法裁判所は、「学問は、原則的に他者決定から自由な自己責任の領域である。学問の自由の基礎にあるのは、社会的な有用性や政治的な実用性といった観念から自由な学問こそが、学問に与えられた諸任務を最も良く実現しうる、という思考である」と判示している（2014年6月24日）。もちろん、学問には、普遍的な価値の創造という側面と目的達成に必要な技術の開発という二つの側面がある。「イノベーションに特化した国家創造とそのための大学改革」という国家戦略は後者の側面のみに基づくものである。それでは、言葉の本来の意味での独創的・創造的な価値を有するイノベーションを構築することには結びつかないであろう。

研究成果の概要（英文）： Since the re-emergence of the Abe administration in 2012, aiming to create “a country where companies are most active in the world” and “a country most suitable for innovation in the world”, such innovation-oriented science and technology policies and university policies have been promoted as national strategies. The university structural reform since the incorporation of national universities was an effort to completely and comprehensively subordinate universities to such a national strategy of “creating the world's highest level of innovation nation.” Such a national strategy was established as a legal institution due to the top-down system of the president of the national university corporation and the dysfunction of the faculty as a result of the law revision in 2014. Then, by establishing the “University Governance Code” in 2020, the state control system for universities was completed.

研究分野：法律学

キーワード：大学の自治 大学改革 イノベーション ガバナンス 科学技術基本法 学問の自由 国立大学法人 教授会

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国における新自由主義的国家構造への再編は、1980年代の中曽根内閣下に開始されるといわれているが、それが本格的な展開を見るのは、第二次橋本内閣誕生とほぼ同時に首相直属の私的諮問機関として設置された行政改革会議(1996年11月21日~98年6月30日)においてである。行革会議最終答申に基づいて制定された1998年の中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)が国立大学における大学構造改革の推進を法制上確認し(43条2項)、2004年に国立大学の法人化が行われた。

その後、2012年に再登場した安倍政権は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」づくりを目指し(2013年2月28日、安倍首相施政方針演説)「我が国が『世界で最もイノベーションに適した国』となるよう、新しいイノベーション・エコシステムをつくり上げなければならない」、「この戦略(統合イノベーション戦略 引用者)を内閣の成長戦略のど真ん中に位置付け」と述べ、さらに「イノベーションを生み出す拠点である『大学』の改革を力強く後押しする」(第39回総合科学技術・イノベーション会議)と述べた。

こうした国家によるイノベーション戦略の下で、大学構造改革をめぐる政府の政策文書が次々と提起され、法改正に結びつけられた。そのなかで、重要なものは以下のようである。

(1) 文科省「国立大学改革プラン」(2013年11月)

第3期中期目標期間(平成28~33年)に目指す国立大学改革として、国立大学の全学部・大学院を対象とした「ミッションの再定義」、ガバナンス改革、運営費交付金等による改革構想の重点支援、年俸制・混合給与の導入促進、部局を超えた学内資源配分の最適化や大学の枠を超えた連携などを提起。

(2) 中央教育審議会「大学のガバナンス改革について(審議まとめ)」(2014年2月)

学長のリーダーシップの確立、学長の選考・業績評価、学部長等の選考・業績評価、教授会の役割の明確化、監事の役割の強化にわたり、大学がガバナンス体制の総点検・見直しを行うこと、国も制度改正や予算を通じて改善の取組、学長のリーダーシップ発揮を支援することなどを提起。

(3) 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(2014年6月20日)

「人材育成・イノベーションの拠点として、大学を戦略的に運営できるガバナンス体制」の構築を狙いとして、従前「重要な事項を審議する」(学校教育法93条)ために設置された教授会は、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」および「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」について学長に「意見を述べる」役割に限定されるとともに、教員人事・教育課程(カリキュラム)・教学組織・教学予算に関して審議する権限がすべて学長の執行権限に帰属することになった(教授会の諮問機関化)ほか、

学外委員が過半数を占める学長選考会議への学長選出の基準設定権付与による大学構成員意思の排除、学長の指揮命令権の拡大強化、経営協議会における学外委員の発言力拡大を内容とする立法措置が図られた。

(4) 文科大臣「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について(通知)」(2014年8月)

学校教育法上の教授会必置規定(93条1項)、必要的審議事項の範囲(93条2項)、必要的審議事項のうち「学長が定めるもの」(93条2項3号)の手続き、法人法上の学統選考会議における選考基準、意向投票、学長、選考会議のあり方(12条7項)などについて詳細な行政解釈を施した。

(5) 文科大臣「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)」(2015年6月8日)

「ミッションの再定義」を踏まえた組織改革、国境を越えた教育連携・共同研究等のグローバル化の推進、学長・機構長を補佐するガバナンス改革などとともに、人文・社会科学系や教員養成系の学部・大学院の「廃止や社会的要請の高い分野への転換」を要請した。

以上のような法改正とそれに基づく行政措置は、国家・大学間の関係、つまりは、学問の自由を保障する日本国憲法下での「大学の自治」(「教授会の自治」)の有り様が大転換を迫る内容を含むものであった。

2. 研究の目的

知識基盤型経済のグローバル化により、国家は、知識の脱商品化と再商品化を管理し、知識革命と知識の習得と結びついた競争形態の変化がもたらす新しい政治的・社会的現象形態=グローバル競争国家への対応を余儀なくされ、そのため世界各国の政府はおしなべて「知の集積体」としての大学に対する関与を強化してきている。

わが国では、国立大学の法人化により、国の大学管理は、直接管理から目標設定による間接管理に移行し、その目標管理は、中期目標・計画の策定と、その文部科学省による認可、各年度及び計画期間終了時の実績報告書の作成と提出、それに基づく国立大学法人評価委員会による評価、それを踏まえた次期の目標・計画の策定と評価結果に応じた予算措置という、「新しい公共管理論」(New Public Management)に準拠したPDCAのサイクルの形で、制度化されている。しかし、そこでの国による目標管理の対象は、教学事項=「教育研究の質の向上」を含む大学運営全般にわたっており、国による国立大学への関与は他国にも例を見ない強力なものとなっている。ただし、大崎仁(IDE 2009年6月号7頁)が指摘するように、「大学運営全般にわたる目標

管理の手段としての評価というようなことを、しかも大学の自己目標について政府機関が行っている国は、世界中を見ても日本しかない」からである。

わが国の学説はこれまで、政府・文部(科学)省による強権的な管理政策の下でこれにいかに対抗するかという座標軸から、教授会の教員人事権と研究者教員個人の学問の自由の問題に枠組みを限定して議論してきたきらいがある。しかし、国の大学管理が、直接管理から教学事項をも含む目標設定による間接管理に移行した状況の下では、法人化以降の大学への国家関与、とりわけ「統合イノベーション戦略を内閣の成長戦略のど真ん中に位置付け」と述べ、さらに「イノベーションを生み出す拠点である『大学』の改革を力強く後押しする」とする第二次安倍政権下でのイノベーション戦略と大学構造改革政策に検討を加えることなしに、日本国憲法下での「学問の自由」と「大学の自治」がかかえる問題点は明らかにならないであろう。

3. 研究の方法

イノベーションやグローバル競争国家への対応策としての大学構造改革と大学の自治・大学ガバナンスに関するわが国の特質につき、これをアメリカおよびドイツとの位置関係の中から明らかにすることを課題としていた。

(1) アメリカ

アメリカの大学では、法令上、理事会が全学的な意思決定権や経営執行権などの最高権限を有し、そのなかには大学経営に責任をもつ学長の選任権も含まれ、一般に、学長は、大学の最高経営責任者(CEO)として理事会が決定した政策や大学運営を行い、副学長や学部長や管理職員を任命し、他方で、大学教員は、教育課程内容の決定権、学位取得要件の設定権、学位授与権、教員人事への関与権などが認められているとされている。

しかし、知識基盤型経済のグローバル化に対応すべく、学長を中心とした大学管理機構によるトップマネジメントと経営戦略の強化を志向する大学改革の下で、フルタイム職員の増大とそれに反比例してのフルタイム教員の減少(任期制教員の増大)などにより、学術的なキャリアをもたない幹部の支配が教学優先の構図を反転させ、いまやマイノリティの処遇やリベラルな学風なども経営戦略の手駒(chess pieces)に成り果てている、というような状況が出来しているとされている(Benjamin Ginsberg, *The Fall of the Faculty: The Rise of the All-Administrative University and Why It Matters*, New York, Oxford University Press, August 2011)。

とまれ、アメリカにおける学問の自由・大学の自治が有する本来的な意味については、R. ドウオーキンが、「学問の自由は、二つのレベルにおける隔離」、すなわち、「第一に、大学その他の高等教育機関の、議会や裁判所などの政治的機関および大企業などの経済権力からの隔離」、「第二に、学者たちの、自己の属する大学の管理者からの隔離」を課しているとし、大学当局には、教員の任命、予算の配分、学科目の編成を通して一定程度の関与権限が認められるが、「しかし彼らは、自らが任命した者に対して、提供すると決まった教科をどのように教えるかについて、指図することはできない」(『自由の法 米国憲法の道徳的解釈』[木鐸社、1999年、原著1996年])、と論じていることは今日でも確認されるべき重要な事柄である。

(2) ドイツ

ドイツでも知識基盤型経済のグローバル化に対応して、「先端大学(Spitzenuniversität)」制度(連邦と州がボン基本法91条b項に基づく「ドイツの大学における学術および研究の促進に関する連邦と州のエクセレンス・イニシアティブ協定」が締結され、これに基づいて政府から大学として特別の助成を受ける)任期3年で最大3年まで延長可能な「ジュニア・プロフェッサー(Juniorprofessur)」制度、新たな財政自治=一括費目(Globaltitle)による予算の柔軟化、大学と政府との目標協定、契約的経営、組織構造の階層化など、いわば「アメリカ化」とも言いうる大学改革が推し進められている。

この点、私企業型マネジメントをモデルとしたトップダウン型の大学構造改革と学問の自由の関係が問題となったハノーファー医科大学決定(2014年6月24日 NVwZ 2014; DVB1 2014, 1127)において、ドイツ連邦憲法裁判所第1法廷は、「基本法5条3項1文は、個人の基本権に加えて、学問・研究および教授と国家との関係を規律する、客観的かつ価値決定的な原則規範を含んでいる」とし、「多元的に構成された代表機関(Vertretungsorgane)は、それが学問の自己組織にとって重要だからといって、統率機関(Leitungsorgane)に対して原則的な優位を有するわけではない。しかし、統率機関への決定権限の割当ては、それが内容的に制限されており、学問の構造的危険が排除されるよう組織的に防護されている程度においてのみ、認められる」と判示している。こうした考え方は、ドイツ連邦憲法裁判所の確立した判例原則であって、同裁判所は、学部長と合議制の同僚機関(Kollegialorgane)の法的地位と任務を定めたハンプルク大学法90条および91条につき、とりわけ学部長「解任」にかかる同僚機関権限の脆弱性に関して、「基本権の担い手の参加が十分に保障されておらず、教授・研究における自由な学問活動が構造的に危険にさらされている」としてボン基本法5条3項に違反するとの違憲判断を下し、同僚機関による統率機関の選任・罷免といった手段での監督・コントロール権限の重要性を強調している(BVerfGE 127, 87)。

(3) 日本

わが国では、2018年以降、「Society 5.0の実現に向けたイノベーションエコシステムの構築」(閣議決定、2018年2月)に始まり、中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

ン(2018年11月)、「統合イノベーション戦略2019」(閣議決定、2019年6月)、「骨太方針2019」(閣議決定、2019年6月)科学技術基本計画の「第6期」(2021~25年度対象)の策定作業(現在は「第5期」[2016~20年度対象]が稼働中)、2020年度の通常国会に上程中の「科学技術基本法の改正案」、文科省・内閣府・国大協「国立大学ガバナンスコード」(2020年3月30日)など、科学技術・イノベーション戦略、大学構造改革が急展開を遂げてきていた。

そこで、本研究は、上記のごときアメリカおよびドイツにおける学問の自由・大学の自治をめぐる動向との対比において、わが国政府のイノベーション戦略下での大学への国家関与の構造的特徴と学問の自由・大学の自治がおかれている現状・実体の一端を明らかにすることを旨とするものであった。

4. 研究成果

研究成果として、「新自由主義大学構造改革と『学問の自由』・『大学の自治』 『知の共同体』から『イノベーション特化型企業マネジメント大学』へ」というテーマで立命館法学390号(2020年8月25日発行)に公表予定である。その内容は、概略以下のようである。

(1) 国家戦略としてのイノベーション戦略

「統合イノベーション戦略2019」

日本経団連「Society 5.0の実現に向けたイノベーションエコシステムの構築」(2018年2月20日)では、日本企業は「国際競争のなかで明らかに「周回遅れ」」「Society 5.0 実現による日本再興」=「『Society 5.0』の深化による経済社会の革新」が「わが国産業界の最重要課題」「トップランナーに返り咲くため Society 5.0 を官民で連携して推進」=「Society 5.0 実現に必要なイノベーションを生み出すエコシステムが必要」「大学改革等によるイノベーションエコシステムの創出」というスキームで構成され、「大学改革」が成長戦略のもっとも重要な中核の一つに位置づけられている。

こうした財界の要請を受けて策定された「統合イノベーション戦略2019」(閣議決定、2019年6月21日)では、その主要目標の一つに「大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出」が挙げられ、「研究大学を中心として、経営環境・人事柔軟性・研究生産性・ボーダレスな挑戦等の『壁』を打ち破る抜本改革を断行し、イノベーション・エコシステムを構築することが不可避かつ喫緊の課題」だとされる。

科学技術政策と科学技術基本法の改定

科学技術基本計画は、現在は、「第5期」(2016~20年度対象)が稼働中で、「第6期」の(2021~25年度対象)策定作業が進行中である。

上山隆大議員(総合科学技術・イノベーション会議〔常勤〕)が2019年8月6日の第1回基本計画専門調査会で公表した「第6期科学技術基本計画(案)骨子(私案)」によれば、「国家戦略としての科学技術基本改革」「科学技術の振興のための基本計画から、Society 5.0の実現を目指す計画へ」をスローガンに、「『知』の中核を担う大学・国立研究開発法人がイノベーションエコシステム構築の一環」と位置づけられている。

科学技術基本法の改定については、基本計画専門調査会制度課題WG(座長:上山隆大議員)で検討し、報告書「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」(2019年11月20日)が策定され、法の目的規定(第1条)に「イノベーションの創出」の導入と「人文科学のみに係る科学技術」を追加すること、「研究開発法人・大学等」や「民間事業者」の「責務」規定の導入、などが提起されている。科学技術基本法の改正問題は現在開会中の通常国会に上程・審議の過程にあるが、上記報告書の方向で法案化されるようなことがあれば、「科学技術基本法」はその内容において「イノベーション創出・推進基本法」への名称変更を余儀なくされる危険性をはらむものとなっている。

(2) イノベーション戦略としての大学構造改革

国立大学法人法制

NPM型管理運営システムの導入により、国立大学は、国の行政組織から分離され、「学問の自由」(憲法23条)という憲法上の要請から主務大臣の指揮命令権が排除されるという「独特の形態」を随伴していた従前の国の直接管理から目標設定による間接管理、しかも、教学関係を含む大学運営全般にわたる目標管理に移行するところとなった。しかし、大学運営全般にわたる目標管理の手段としての評価というようなことを、しかも大学の自己目標について政府機関が行っている国は、世界中を見ても日本しかないきわめて強力な国家関与システムといっていよい。

文部科学省「国立大学改革プラン」(2013年11月)にもとづく大学再編計画

国立大学について、「産業競争力強化の観点から、グローバル化による世界トップレベルの教育の実現、産学連携、イノベーション人材育成、若手・外国人研究者の活用拡大等を目指す」べく、「ミッションの再定義を通じての「世界最高の教育研究の展開拠点」」「全国的な教育研究拠点」」「地域活性化の中核的拠点」への大学の機能分化・格差づけが方針化された。

「ミッションの再定義」とは、つまるところ、大学をイノベーション戦略の中に組み込み、産業競争力強化の観点だけに立った「大学改革」に向けて、官邸・政府(財務省) 文科省高等教育局 国大協 各国立大学のルートで提示された各国立大学の「機能強化の方向性」=国立大学の事実上のランクづけを、各国立大学自らの方針をして表明させることを企図した取り組みであるといえよう

中教審大学分科会「大学のガバナンス改革について(審議まとめ)」(2014年2月12日)

大学ガバナンスにコーポレート・ガバナンス（企業統治）の考え方を「積極的に取り入れることが望ましい」として、学長のリーダーシップの確立、学長の選考・業績評価、学部長等の選考・業績評価、教授会の役割の明確化（教育研究の審議機関）について、大学が早急に改革すること、とりわけ国立大学法人に対しては、国立大学改革プランの確実な実施（ミッション再定義）、改革構想（組織再編、資源再配分）への重点支援、年俸制等の導入などを求めている。そしてその上で、ガバナンスの見直しにつき、「大学評価を含めた恒常的な PDCA サイクルの中に位置付けて、不断の見直しを行っていくこと」を要求している。

(3) 「知の共同体」から「イノベーション特化型企業マネジメント大学」へ 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（2014年6月20日）

法人法それ自体についてみれば、その内部管理システムにつき従来型の「教授会自治」を前提としたボトムアップ型から学長を中心としたトップダウン型への転換を図るものであったとしても、それが規制対象としているのは、「国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営」（1条）であって、大学そのもののシステムではないという特徴を有している。しかし、他方では、法人法は、法制上のこうした二元的取り扱いにもかかわらず、その現実的な運用の実体という観点から見れば、国立大学法人の長と国立大学の長とを一体的に扱うことによって（11条）実質的には、政府・文部科学省 法人の長 大学の長の形態での一元的管理システムを維持し、国立大学の管理運営に大きな影響を及ぼす余地を残すものとなっている。

2014年の学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（2014年6月20日）は、憲法23条の「大学の自治」を担う中核的機関と位置づけられてきた「教授会」をはじめとする学校教育法上の大学の管理運営システムを法人法へ一本化し、「知の共同体」から「イノベーション特化型企業マネジメント大学」への転換を法制上確認するものであった。

(4) 「イノベーション特化型企業マネジメント大学」のガバナンス構造

中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（2018年11月26日）

「グランドデザイン」は、2040年にめざすべき社会の方向として、国連の「SDGsが目指す社会」・「Society 5.0、第4次産業革命が目指す社会」などを明示した上で、本答申でとりまとめられた内容は、「これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきもの」とされる。

「グランドデザイン」で提示された改革の基本方向は、2019年の通常国会で成立した国立大学法人法の改正により、国立大学法人の経営（法人の長）と教学（大学の長）の機能分担の可能化、一法人複数国立大学経営の可能化、外部理事の複数設置を義務化（法定の理事の員数が3人以下の国立大学法人を除く）、非常勤の外部理事を置く際に員数の上限緩和について、その法制化が行われるところとなっている（2020年4月施行）。

そして、同時にまた、国立大学法人に対する財政的コントロールの側面では、2019年度国立大学法人運営費交付金において、若手教員比率、人事給与とマネジメント改革状況（年俸制導入、女性・外国人の登用等）、会計マネジメント改革状況、外部資金獲得実績、運営費交付金等コスト当たり質の高い論文数等を評価し、運営費交付金の配分に反映するとともに、民間資金の獲得状況に応じたインセンティブ付けを行う国立大学イノベーション創出環境強化事業の予算が計上されることとなっている。

イノベーション特化型企業マネジメント大学のガバナンス構造 文科省・内閣府・国大協「国立大学ガバナンス・コード」（2020年3月30日）

「ガバナンス・コード」は、国立大学法人が果たすべき責務を幾つかの原則ごとに提示するとし、「基本原則1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のための体制の構築」、「基本原則2. 法人の長の責務等」、「基本原則3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備」、「基本原則4. 社会との連携・協働と情報の公表」の項目を挙げ、それぞれにつき、「考え方」、「原則」、「補充原則」が付されている。そのマニュアル内容は詳細を究め、各国立大学法人が、「自治」はいうに及ばず、「自主的・自律的」に判断する余地はないかのごとくである。

そこで、問題となる法的性質については、「本ガバナンス・コードは法的拘束力を有するものではない」とされてはいる。しかし、「本ガバナンス・コードの各基本原則、原則、補充原則について、各国立大学法人の特性に鑑み実施していない場合は、『実施していない理由』を十分に説明することが求められ」、「各国立大学法人は、この考え方に則り、本ガバナンス・コードへの適合状況について自ら定期的に点検を行い、公表する」ことが義務づけられている。この点から見て、「本ガバナンス・コード」の法的性質は、その実体において、すでに確立を見たイノベーション戦略下での国立大学法人法制の厳格な執行・具体化に向けた行政指導の指針というべきものであって、事実上法的拘束力を有するものとして運用されることになるであろう。

(5) 新自由主義大学構造改革と「学問の自由」・「大学の自治」

大学構造改革プロジェクトは NPM に基づく目標管理として具体化される。その特徴は以下のようである。

官邸（総理大臣）による政策決定とこれに基づく文科大臣による中期目標の提示（P） 大学法人によるその遂行（D） 第三者機関（企業人）による評価（C） その結果による資源（国立大学運営交付金・競争的資金）の再配分（A）という PDCA サイクルによるもので、これでは、日本国憲法上の「大学の自治」はおろか、大学の自主性・自立性について語る余地はほぼ全面的に否定されることになり、アメリカやドイツとの対比においてきわめて強力な国家関与を内包するものといわざるをえないであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 日本科学者会議第21回総合学術研究集会編(分担執筆：中島茂樹「安倍政権とは何か 『例外状態の常態化』」)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本科学者会議	5. 総ページ数 377
3. 書名 第21回総合学術研究集会予稿集 科学と社会との緊張関係	

1. 著者名 日本科学者会議第22回総合学術研究集会編(分担執筆：中島茂樹「安倍『強権政治』の特質 新自由主義的統治をめぐる」)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本科学者会議	5. 総ページ数 396
3. 書名 日本科学者会議第22回総合学術研究集会予稿集	

1. 著者名 京都憲法会議監修(中島茂樹)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 169
3. 書名 入門 憲法学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----